

制度の名称	災害援護資金																											
支援の種類	貸付（融資）																											
制度の内容	<p>●災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。貸付限度額等は次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="10">貸付限度額</td> <td colspan="2">①世帯主に1か月以上の負傷がある場合</td> </tr> <tr> <td>ア 当該負傷のみ</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>イ 家財の3分の1以上の損害</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>ウ 住居の半壊</td> <td>270万円</td> </tr> <tr> <td>エ 住居の全壊</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">②世帯主に1か月以上の負傷がない場合</td> </tr> <tr> <td>ア 家財の3分の1以上の損害</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>イ 住居の半壊</td> <td>170万円</td> </tr> <tr> <td>ウ 住居の全壊（エの場合を除く）</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>エ 住居の全体の滅失又は流失</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>年3%以内で条例で定める率（据置期間中は無利子）</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>3年以内（特別の場合5年）</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>10年以内（据置期間を含む）</td> </tr> </table>	貸付限度額	①世帯主に1か月以上の負傷がある場合		ア 当該負傷のみ	150万円	イ 家財の3分の1以上の損害	250万円	ウ 住居の半壊	270万円	エ 住居の全壊	350万円	②世帯主に1か月以上の負傷がない場合		ア 家財の3分の1以上の損害	150万円	イ 住居の半壊	170万円	ウ 住居の全壊（エの場合を除く）	250万円	エ 住居の全体の滅失又は流失	350万円	貸付利率	年3%以内で条例で定める率（据置期間中は無利子）	据置期間	3年以内（特別の場合5年）	償還期間	10年以内（据置期間を含む）
貸付限度額	①世帯主に1か月以上の負傷がある場合																											
	ア 当該負傷のみ		150万円																									
	イ 家財の3分の1以上の損害		250万円																									
	ウ 住居の半壊		270万円																									
	エ 住居の全壊		350万円																									
	②世帯主に1か月以上の負傷がない場合																											
	ア 家財の3分の1以上の損害		150万円																									
	イ 住居の半壊		170万円																									
	ウ 住居の全壊（エの場合を除く）		250万円																									
	エ 住居の全体の滅失又は流失	350万円																										
貸付利率	年3%以内で条例で定める率（据置期間中は無利子）																											
据置期間	3年以内（特別の場合5年）																											
償還期間	10年以内（据置期間を含む）																											
活用できる方	<p>●以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1か月以上 家財の1/3以上の損害 住居の半壊又は全壊・流出 <p>●所得制限があります。表の額以下の場合が対象です。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯人員</th> <th>市町村民税における前年の総所得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人</td> <td>220万円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>430万円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>620万円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>730万円</td> </tr> <tr> <td>5人以上</td> <td>1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とします。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※対象となる災害は、自然災害で都道府県において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合などの災害です。</p>	世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額	1人	220万円	2人	430万円	3人	620万円	4人	730万円	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とします。															
世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額																											
1人	220万円																											
2人	430万円																											
3人	620万円																											
4人	730万円																											
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とします。																											
お問い合わせ	市町村																											